

琉球大学学術リポジトリ

沖縄国際情報金融特区<エッセイ>

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島袋, 鉄男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1685

沖縄国際情報金融特区 (ハエッセイ)

島袋 鉄男

一、沖縄情報金融特区構想

(1) 名護市に国際情報金融特区を創設しようという構想がある。平成十三年八月二三日には、二〇〇二年度から始まる新たな沖縄振興計画の根拠法となる「沖縄振興特別措置法(仮称)」の基本方向(骨子)に関する内閣府原案が明らかにされたが、その中でも、金融業等の集積促進という項目が設けられ、「金融業等の集積を促進するため、金融業等集積促進地区(仮称)の指定を行い、課税の特例等の措置を講ずる」とされた。これは、沖縄県の「新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方」(平成十三年六月)のなかで、新たな沖縄振興施策の基本方向の一つとされる「民間主導による自立型経済の構築」の具体的な施策の一つとして位置づけられたものである。具体的な施策として国際情報金融特区が掲げられたことについては、名護市の働きかけが大きい。

名護市の委託を受けた(株)自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)の沖縄国際情報金融特区に関する中間報告書にその基本構想が示されている。それによると、まず、名護市に国際情報金融特区地域を指定し、ITを基盤とする国際情報金融センターを創設する。その特区は、東京市場を補完し、広く産業界のニーズに対応するものとし、様々な優遇措置としつかりした監督体制を設けて、そこに国内外の金融を誘致する。特区に誘致する企業のもの具体的な業務は、当面、「バックオフィス業務」、「キャッシュマネジメント」、「キャプティブ保険会社」、「投資信託(会社型投信)」とされている。

(2) 沖縄の経済振興にとって自立型経済の構築が如何に必要であるかは、多くの人によって指摘されてきたことで

ある。そのこととの関連で、経済振興の基本目的を、単なる「本土との格差是正」から「わが国経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」へと変えるべきであるということも、すでに共通の認識であると言つてよい。問題は、振興策として示される具体的施策が、本当にそのような基本目的を達成するようなものであるか否かである。その点で、今度の国際情報金融特区構想はどうだろうか。はたしてそれは、単に沖縄の企業や雇用にプラスになるだけでなく、わが国の経済社会にとってなんらかの積極的役割を担えるものであろうか。

経済や経営の専門家ではなく、大学で商法と証券取引法を教えている者から見た場合でも、国際情報金融特区構想には今までにない積極的側面が見いだせる。それは、一方では、日本の社会経済構造の大変革が企業活動の最も基本部分を規制する商法についてまで大改正を迫り、他方では、そのような変革をもたらした交通・通信・情報手段、なかでも IT の発達が、いままでの辺境の地域をも、もはや辺境たらしめず、場合によっては、変革の最前線にあつてその存在を主張しうる余地をもたらしたことによる。今度の特区構想には、このような社会経済構造の變化の中にあつて、沖縄が日本全体の経済構造や企業法制にとつて、ある種のインパクトを与えうる契機になる萌芽が含まれているように思われる。もちろん、そのような特区の実現は容易なことではない。しかし、ある意味でこれまでの制度や思考に捕らわれない大胆な発想や手法によるのでなければ、真の意味でわが国経済社会の発展に寄与する特色ある特区を形成することはできないように思う。

二、商法改正と特区構想

(1) このところ毎年のように商法、とくに会社法の部分が改正されている。基本法の中で商法は、比較的改正の多い法分野である。それにしても、最近の商法改正の頻度は異常である。しかも、単に頻度が多いというだけでなく、

重要な制度について大幅な改正がなされ、これまでの原則が覆ったり、制度そのものがなくなったりしている。

今年（平成十三年）の商法改正をめぐる動きは、最近の状況を良く表している。今年の六月にも商法を改正する法律が成立した。その柱の一つは、いわゆる金庫株の解禁である。金庫株というのは、株式会社が自己の株式を取得し保有する株のことである。これまでは、会社が自己株式を取得し保有するのは原則として禁止されていた。ただし、取得が認められる例外が増えてはきていた。今年の改正の金庫株の解禁というのは、会社が自己株式を取得し、保有することを原則として認めるというものである。すなわち、自己株式の取得については、これまでの禁止という原則を覆えすものである。

今年の改正で、額面株式という制度もなくなる。これまでも、額面株式の額面には、実質的にはほとんど意味がないとされていたが、額面株式という制度そのものがなくなるというのは、株式には額面があるのだというこれまでの常識や慣行を大きく変えるものである。

このように、今年六月に大きな改正が行われたというのに、今年の秋の臨時国会には、前の国会から継続審議となった商法改正案と新たに改正案の提案が予定されている。

(2) これほど頻繁かつ大幅に商法の改正が行われるというのはなぜなのか。端的に言えば、それほどまでに、改正圧力が強いということである。その圧力は、主として企業側から加えられる。最近の商法改正には、いわゆる議員立法によるものが増えている。従来は、商法のような基本法になると、法務省の法制審議会で審議を尽くし、政府提案として改正案が提出されるというのが普通であった。ところが最近、法制審議会を通さず、直接国会議員による改正案が提案されるというのが目立っている。最近の商法改正の特色として、「経済界、政治主導の立法」があげられるのはそのためである。そこには、経済界の緊急性や危機感が強く感じられる。そうした状況を作り出し

ているのは、国際的な企業間競争、全面的な経済競争の時代が到来したことであろう。そうした競争に直面して、経済や企業活動に関する特別立法ではなく、基礎法である商法そのものの改正までが問題にされるといふところに、企業法制そのものの変革を迫る今の時代の要請の深さと広さがある。

(3) グローバルな競争を勝ち抜くためには、企業の再編や資金調達等で柔軟かつ迅速な対応が求められる。商法は、企業の組織や活動を根底の部分で規制する企業法制の基礎法であるが、これまでの日本の商法のままだと、商法自体が迅速・柔軟な対応にとつて足かせとなつて、日本企業の国際競争力や活性化にとつて阻害要因となるというのが、商法改正を求める実質的な理由である。そこには、企業の競争力を高め、経営をより効率化するという目的で、会社法の改正を求めるといふ視点がある。そしてそれは、会社法は、企業の競争力強化や効率的経営を促進する制度的インフラの一つであるという考え方を前提にしている。このような考え方は、しかし、会社法の目的や役割についてのこれまでの考え方に大きな転換を迫るものである。

会社法は、株主や会社債権者の利害調整を目的とする基本的な私法の一つというのがこれまでの大方の考え方である。その延長線上に、大企業における経営者の不正行為を如何にチェックし、業務執行の適正を確保するかということが論じられた。いわゆるコーポレート・ガバナンスの問題である。しかし、会社法を単に企業と企業あるいは企業をめぐる私人間の利害調整という私法の分野に閉じこめるのではなく、国の経済政策の一つの重要な制度的インフラと捉えて、そのあり方を議論するというのは、最近のヨーロッパでは共通の認識になつていふといわれる。その背景にあるのは、会社法を基礎とするそれぞれの国の企業法制がその国の制度的インフラとして、国際的競争市場でその優劣を争い、グローバル化された企業や資金が、より有利な市場を求めて国境を越えて自由に移動するという現実である。その意味では、会社法を基礎とする企業法制が、いまや国際的な制度間競争の時代に入ったと

いうことである。企業が入ってこないような企業法制を有する国は、国際競争市場で脱落するということである。

企業が好んで入ってくる企業法制は、公正な企業活動を保障するものであるか。経営の効率を高め、企業の競争力を強める制度は、経営者にとっては好都合であろうが、そのことが逆に経営者の不正行為を助長し、少数株主や一般投資家・消費者にとって不公正な結果をもたらすことにはならないか。これは、効率と公正という難しい問題である。この点について、東京大学の神田秀樹教授によると、欧米における最近の会社法改正論議は、「良いコーポレート・ガバナンスは企業の競争力を高め、国の経済力を高める、そして、良い会社法は良いコーポレート・ガバナンスをもたらす」という二つのロジックの上でなされているという。このロジックは、まだ実証的研究等で証明されているわけではない。しかし、これがこれからの会社法改正の方向を示すものであることは間違いないであろう。

(4) このように、国際的競争市場がある種の制度間競争の時代に入っていることを考えると、金融という限られた分野で、日本の一部に企業が国際的競争に耐えうる制度インフラを備えた市場を設けて、それに先駆的な役割を担わせるということは、国際的に日本の競争力を高め、国内企業の活性化を図る上でも十分に意味のあることである。商法に限ってみても、前述のように頻繁に改正が行われているが、国際的競争市場という観点からは未だ十分ではない。国内の様々な事情から思い切った改正ができない、あるいは、すべきではないという問題もある。近時の商法改正の特色として、「経済のグローバル化に対応した進歩的立法とそれと矛盾する恣意的立法の相克」が指摘されるのは、その辺の事情を示している。

国内に異なる制度を設ける、ある意味で一國二制度を認めるというのは、全国一律を基本とするわが国の制度や理論からは、極めて難しいことかもしれない。しかし、それは絶対に認められないというほど、議論の余地のない

ものではないし、また、一國二制度といつてもいろいろなバリエーションがありうる。前述のような国際的競争市場で制度間競争が行われているときには、わが国の法制度が国際競争にとって不備なため、その不備を嫌ってわが国の企業や資金が海外に逃避するということも十分にあり得ることである。そのような企業や資金を呼び戻すために制度の改正が求められることになるが、さまざまな事情から、それが遅れたり、できなかつたりすることもあり得る。そのときに、わが国の国内で、限られた業種について、限られた地域で国際的競争に耐えうる制度を備えた市場を設けることは、有用であり、制度的にも不可能ではないのではないか。情報金融特区をそのようなものとして構想するとき、それは、わが国の社会経済にとって積極的な役割を担えるものになる。多くの知恵と工夫が必要とされるが、出来ないことではない。

三、金融ビッグバンと特区構想

(一)一九九六年十一月、わが国金融システムの改革に関する施策の検討に向けた当時の橋本総理大臣の指示に始まる、いわゆる金融ビッグバンは、端的に言えば、間接金融中心のわが国の金融システムを直接金融とバランスのとれたシステムに変えようとするものである。一、二〇〇兆円にもものぼるといわれた個人金融資産が銀行等の金融機関を通さず、証券市場を通じて直接に資金を必要とする企業に流れる仕組みを作ろうということである。そのためには、証券市場が国民個々に開かれたもの、国民の信頼を得られるものにならなければならない。その必要性は不良債権問題に象徴される金融機関の破綻によって緊急・不可避の課題になった。一方、高齢化社会の到来と現在のような超低金利の時代には、国民個々人の資産運用の多様化・効率化という面からも信頼しうる公正な証券市場の整備が必要とされる。このような金融システムの改革は、言われている構造改革の中心的課題でもある。平成十

三年八月八日に明らかにされた金融庁の「証券市場の構造改革プログラム」は、「個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて」と題され、まず第一に、「我が国経済に於いては、個人投資家自らが主体的に証券市場に参加し資産の効率的運用を図ることで、ベンチャー企業を含む成長企業に対するリスクキャピタルの供給等、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へと資金を移動させることにより、経済の構造改革が促進されることが不可欠」と述べている。

(2) 証券取引には、ある程度の専門的知識が必要である。したがって、一般投資家が自己の責任で証券取引に参加するには限界がある。デリバティブとなるとも素人には理解できない。一般投資家は、証券取引に参加するに ついてどうしても専門的に証券業に携わる者に頼らざるを得ない。そのことは、自己の資産を証券取引のような投資という形態で運用したいが、自分ではできないからそのような運用自体を専門家に委ねるといふ事態にまでいたる。その典型が投資信託である。その意味で、個人投資家が主役の証券市場の構築にとって、投資信託はますます重要性を増すことになる。金融庁の改革プログラムも、個人投資家の市場参加の阻害要因の一つとして、「個人投資家にとって魅力ある投資信託市場の未成熟」をあげ、「個人投資家にとって魅力ある投資信託の実現」を市場構築の柱の一つにあげている。

投資信託の場合は、多数の投資家から集めた資金を合同して専門家が運用管理することになるが、そのことによつて分散投資が可能になり、多様なリスクとリターンを組み合わせた投資の仕組みを作る道具としての役割を果たす。いわゆる集団投資スキームの一つである。平成十年の金融システム改革の一環として、証券投資信託法が改正され、投資信託制度の一つとして、従来の契約型投資信託（証券投資信託）の他に、会社型投資信託（証券投資法人）が認められた。これは、投資信託の利便性を高め、商品の多様化を進めるためになされたものである。この改正で法

令名も「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改められた。同法は、さらに、平成十二年の改正で、投資信託の運用対象が不動産にまで拡大されたことに伴い、その名称が「投資信託及び投資法人に関する法律」に改められた。

投資信託のような集団投資スキームによる場合は、一般投資家のお金は、投資信託または投資法人を通して間接的に市場に流れることになる。間接金融から直接金融へという場合、こうした一般投資家の資金がいったん資産運用の専門家のところに集められ、その判断を通して企業に流れるという場合をも、その方向の一つとして考える必要がある。高岡短期大学の蟬山昌一学長は、「個人が直接に株式市場に参加する狭い概念の直接金融拡充だけでなく、市場型間接金融が伝統的間接金融に一部代替することも、これからの日本の金融のビジョンとして考えなければならぬ」と言われる。

(3) 沖縄国際情報金融特区構想によると、特区に誘致する企業の業務の一つに「投資信託(会社型投信)」が掲げられている。会社型投信は、制度としても実体としても、日本ではまだ馴染みの薄いものである。しかし、そうしたものであるだけに、もしその業務が特区内で業績をあげることになれば、日本の証券金融市場に新たな市場を付け加え、金融ビッグバンの目的とする間接金融から直接金融への構造転換に資することになる。投資信託が個人投資家を証券市場に呼び込むための要になるというのは、間違いのないこれからの方向だと思われる。投資信託の中でも会社型投信は、日本ではまだ馴染みが薄い。それだけに、それを特区という特別な優遇措置を有するところに誘致して育成するということは、まさに特区の趣旨にも合致する。

四、結び

(1) 金融業務やサービスは、IT革命の影響を最も強く受ける分野である。その意味で、特區構想が「情報金融」特區としたのは、最善のコンビネーションといつてよい。情報は沖繩がとくに力を入れている分野であるというのも強みである。

情報そして情報と結びついた金融は、また、自由なイノベーションが強く保障されなければならない分野であり、国際化が最も進みやすい分野である。それだけに、国際的競争に耐えうる制度インフラを有する市場が用意されなければならない。そのような中で、沖繩の情報金融特區を考えると、その目的は、「ITを駆使した、グローバルスタンダードを備えた金融に関する国際的競争市場の形成」ということになる。

(2) 特別な制度に守られた自由市場(特區)は、しかし、不正な企業や資金の避難港や隠れ家、あるいは、天国になる危険が大きい。また、情報も金融もその利便性が高まれば高まるほど、それを利用する一般消費者や一般投資家が不測の損害を被る危険が増大する。それだけに、一般消費者や一般投資家が安心して参加でき、かつ、不正な企業や資金に悪用されない市場の形成が不可欠である。適正な市場の監督あるいは規制が必要である。ただ、情報も金融も自由なイノベーションに任せなければならない性質を有するだけに、その規制のありかたも、その健全な発達を阻害したり、その普及を過度に抑制したりするものであってはならないという難しい問題に直面する。これはしかし、より一般的には、前述の神田教授の指摘による「良いコーポレート・ガバナンスは企業の競争力を高め、国の経済力を高める、そして、良い会社法は良いコーポレート・ガバナンスをもたらず」という二つのロジックをどう成り立たせるかという企業法制をめぐる今日的課題なのである。

(3) 米国の証券取引規制の基本となっているのは一九二九年の大恐慌を経験した後のニューディール政策の一環と

して制定された一九三三年証券法および一九三四年証券取引所法である。その立法に当たって当時のルーズベルト大統領が議会に送ったメッセージは、証券取引規制のあり方について今日でも通用する原則を述べている。

そのメッセージを企業規制一般について敷衍すると、つぎのようになる。政府は、どの企業がよい企業で伸びる企業であるかを決めるようなことは、出来もしないし、するべきでもない。政府のするべきことは、その企業や企業の行動について完全な開示がなされ、すべての情報が提供されることを確保することであり、企業に関する重要な情報はすべて、一般消費者や一般投資家に明らかにされなければならない。規制の目的は、誠実な企業に対する干渉を如何に最小限に止めながら一般大衆を保護していくかということである。

右の原則は特区における規制についても妥当する。特区において企業は、出来るだけの自由と特区に認められる特別な措置を享受するが、その企業がどのような内容の企業であり、そこで何をするのかは最大限開示されなければならない。特区における優遇措置は、それ自身が禁止されるのではなく、その措置を受けてその企業が何をするのかによって、その妥当性が判断されるのではないか。その意味で、いま構想されている情報金融特区は、国際競争に耐えうる自由な市場であると同時に、なによりもオープンな透明性の高い市場でなければならぬ。

(平成十三年一〇月)